

令和7年5月

鉄軌道輸送の安全に関わる情報（令和5年度）の訂正について

「鉄軌道輸送の安全に関わる情報（令和5年度）」につきまして、「運転事故に関する事項」及び「輸送の安全に関わる施設等に関する事項」の数値に変更がございましたので、以下のとおり訂正いたします。（訂正箇所は赤字下線部分です。）

●鉄軌道輸送の安全に関わる情報（全体版）（令和5年度）

2 運転事故に関する事項

9 輸送の安全に関わる施設等に関する事項

(3) 駅ホームからの転落に関する状況

- ・令和5年度にホームから転落し、人身障害事故にならなかったもの及びなったものの合計は2,293件でした。
- ・令和5年度におけるホームからの転落件数¹は2,262件で、このうち視覚障害のある人の件数は57件でした。
- ・また、ホームから転落後の接触事故の件数は31件で、このうち視覚障害のある人の件数は1件でした。
- ・人身障害事故²のうち、ホーム上での接触事故件数は119件で、このうち視覚障害のある人の件数は0件でした。

令和5年度にホームから転落し、人身障害事故にならなかったもの及びなったもの：2,293件

人身障害事故にならなかったホームからの転落：2,262件
(うち、視覚障害のある人の件数：57件)

人身障害事故になったホームからの転落：31件
(うち、視覚障害のある人の件数：1件)

図18 駅ホームからの転落に関する件数と内訳

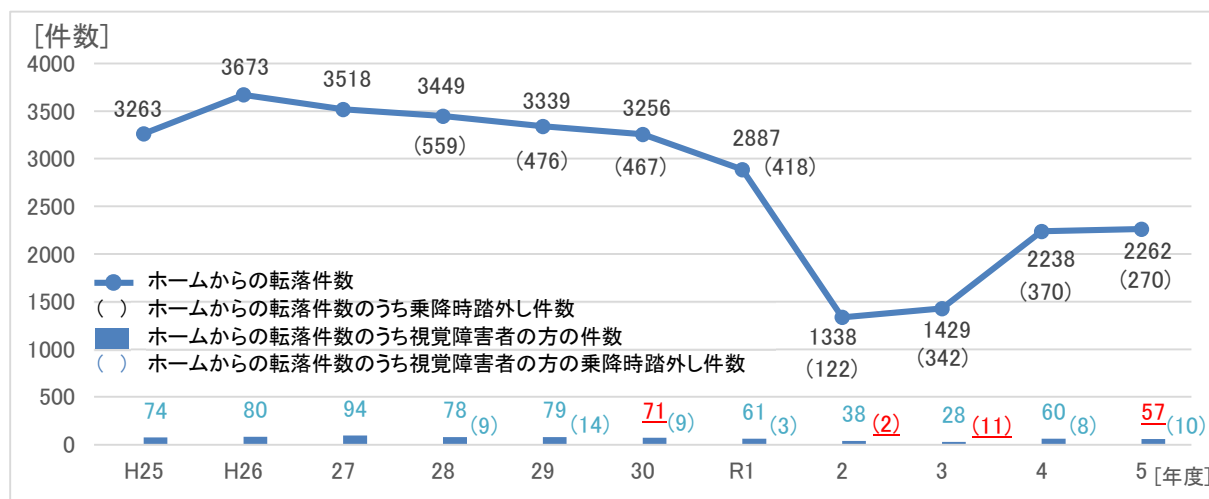


図19:ホームからの転落件数の推移(人身障害事故以外)

¹ ホームからの転落件数は、ホームから転落したが列車等と接触せず、人身障害事故にならなかった件数である。また、自殺等、故意にホームから線路に降りたものは含まない。

² 人身障害事故は、列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故をいう。ただし、脱線事故や踏切障害事故等に伴うものを除く(鉄道事故等報告規則第3条第1項第六号)。

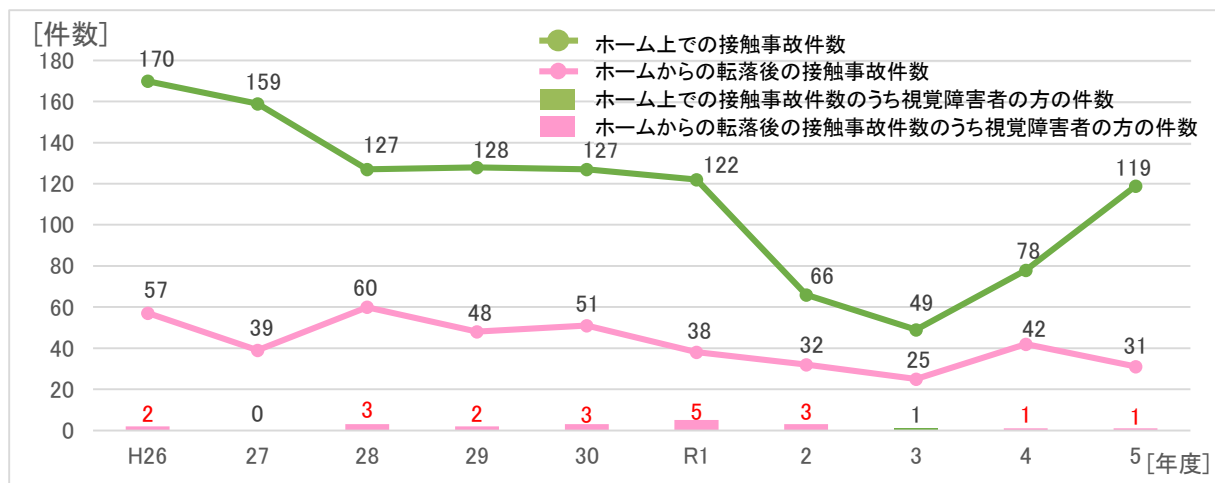


図20:ホーム転落後の接触事故件数(人身障害事故になったもの)
及びホーム上での接触事故件数の推移

- ※ ホームからの転落件数は、鉄軌道事業者が把握している件数である。
- ※ 自殺等故意に列車等に接触したものは含まない。
- ※ 平成 28 年度から、乗降時踏外しにより、列車とホームの隙間に挟まったなどの事象も集計し、その値は、「ホームからの転落件数」及び「ホームからの転落件数のうち視覚障害者の方の件数」の内数として、それぞれ記載している。

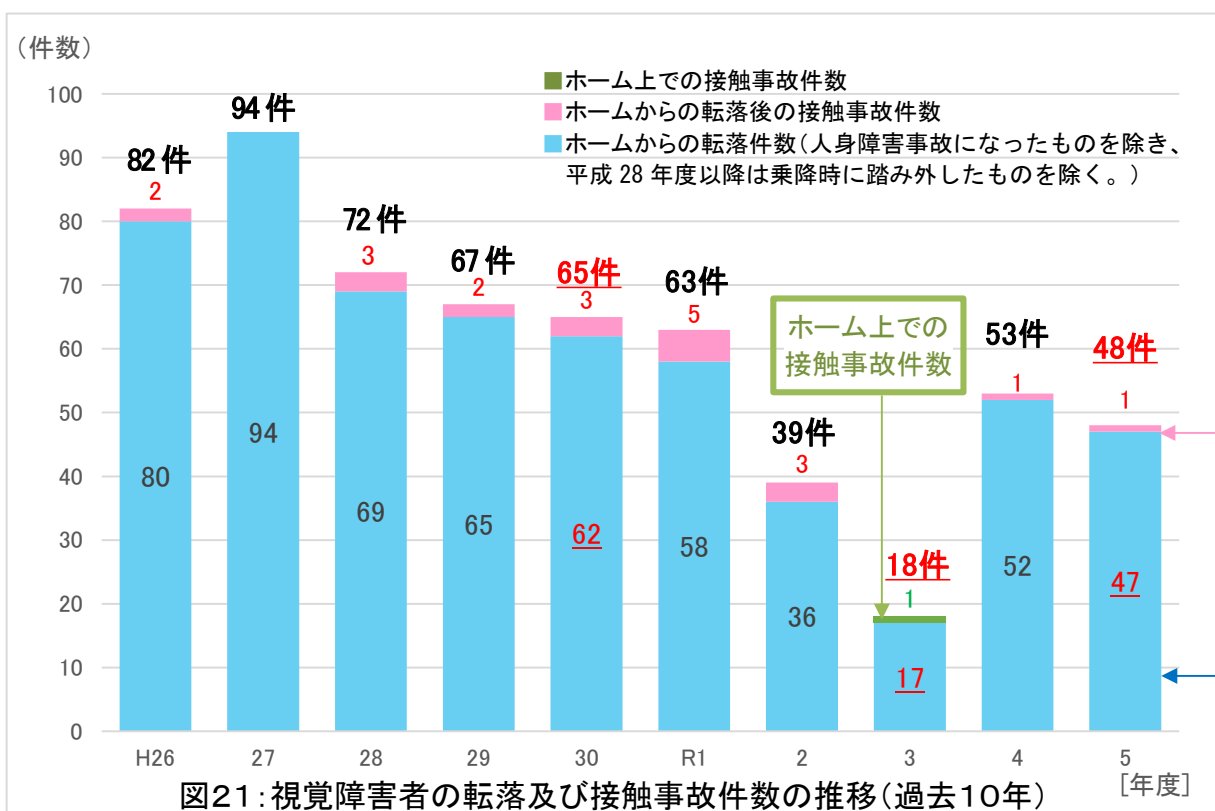


図21:視覚障害者の転落及び接触事故件数の推移(過去10年)

- ※ 自殺等故意に列車等に接触したものは含まない。
- ※ ホームからの転落件数は、プラットホームから転落したが、人身障害事故にならなかったものの件数をいう。ただし、平成 28 年度以降は乗降時に踏み外したものを除く。

9. 2 踏切保安設備の整備状況

(1) 踏切道数の推移

- ・令和5年度に発生した踏切事故は2. 1(3)及び2. 3(1)に記述したとおりで、運転事故全体の37. 8%を、また、踏切事故による死亡者は運転事故による死亡者の35. 0%をそれぞれ占めており、踏切事故の防止は鉄道の安全確保上、極めて重要なものとなっています。
- ・踏切事故件数は、立体交差化や統廃合による踏切道数の減少や第1種踏切道への改良等の踏切保安設備の整備等により、長期的には減少傾向にあります。令和5年度は257件(対前年度比62件増)でした。
- ・これまで踏切保安設備の整備が着実に進められてきた結果、現在では踏切道の約91%が第1種踏切道となっています。また、遮断機等の設備のない第3種踏切道及び第4種踏切道は、年々減少していますが、令和5年度末においてそれぞれ582箇所及び2, 367箇所残っており、2. 3(2)に記述したとおり踏切事故が同年度中にそれぞれ2件(踏切事故全257件中0. 8%)及び26件(同10. 1%)発生しています。

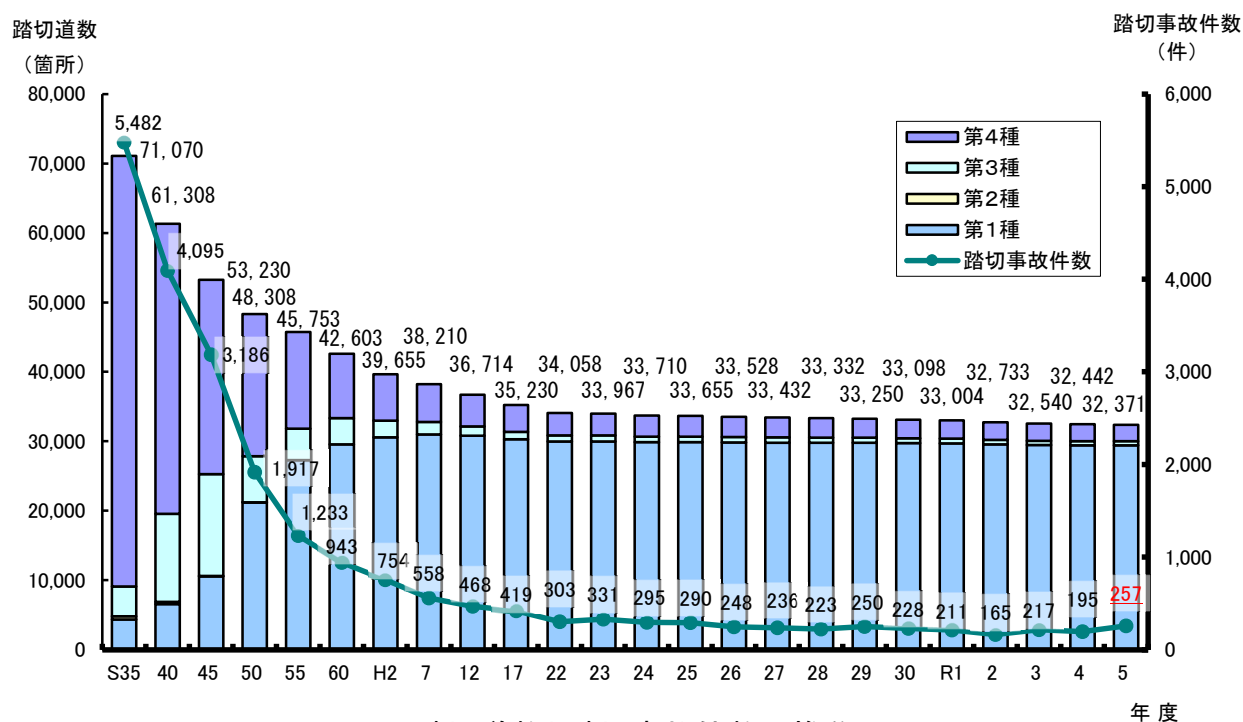


図29：踏切道数と踏切事故件数の推移

※ 横軸については、昭和35年度～平成22年度は5年間隔、それ以降は1年間隔としている。